

新個人型運賃への対応

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

ANA・JALは、国内線においてダイナミックプライス(変動型料金)となる新運賃(個人包括旅行運賃)を20年度4月から導入する方針です。この運賃は空席に連動して運賃額が変動し、発券期限や取消手数料も早期化することから、現在のビジネスモデルの見直しが必要となります。

告知広告と個別認可約款による対応を検討中

JATAでは本年3月に「国内線新IIT運賃対応ワーキングチーム」を設置して検討を重ね、①募集は告知広告で、②取消料は個別認可約款(通称「国内募集型IIT約款」)で、対応することと致しました。その考え方を紹介します。

募集は告知広告で

先ず①です。そもそも旅行業者等は、募集型企画旅行の広告をするときは必要表示事項として8つの事項の表示が義務付けられており(法第12条の7、契約規則第13条)、「旅行者が旅行業者に支払うべき対価に関する事項」として旅行代金もそのうちの二つです。現在は、「個人包括旅行割引運賃(IIT運賃)」を元にあらかじめ旅行代金を設定した募集広告や旅行パンフレット(募集広告を兼ね

た取引条件説明書面)を作成して消費者を誘引するビジネスが定着しています。

ところが新運賃では運賃額も変動することからこのビジネスでは対応できません。あたかもウェブ上で行われるダイナミックパッケージのように、リアルな店舗においてもその場での時点の新運賃に基づき旅行代金を設定して取引条件説明書面を交付することが求められます。

そこで、旅行代金の表示の無い「告知広告」(必要表示事項を満たしていないので「告知広告」としました。)を活用して消費者を誘引し、興味を持った消費者からの問い合わせがあればその都度、旅行代金を表示した「取引条件説明書面」を交付することで対応が出来ると考えました。とはいえ、告知広告に旅行代金の表示が無ければ消費者にアピール出来ななどの意見も根強く、それでは告知広告には新運賃の下限額と上限額を元に「旅行代金の目安額」を表示しておく、旅行代金は係員にお問い合わせいただく方法により折り合いをつけています。現状の旅行パンフレットでも「〇〇差額を加算」など複雑なものも多く、大きい声では言えないので書きませんがプロでも直ぐに旅行代金を読み取れないものもあります。結局、アイキャッチとなる旅行代金が表示できないのは困るので、それでは「旅行代金の目安額」で代用してしまおうという発想です。その結果、告知広告で興味を持たれた消費者の要望を元にその都度、個別に企画したお客様専用の募集型企画旅行

の取引条件説明書面を交付することになり、その性格は受注型企画旅行契約に近いものとなります。

「取消料」は個別認可約款で

次に②ですが、新運賃は早期に予約可能(「330日前」など)である一方で、発券期限が短い(「予約日+2日以内」など)、早期に取消手数料が旅行業者に課せられるなどの特徴があります。一方、標準旅行業約款の取消料規定では旅行開始日の20日前以降でなければ旅行者から取消料を収受できず、これでは21日前までの旅行契約の解除についてはこの取消手数料は旅行者の負担となってしまう。「21日前まで」の取消手数料については、取消しの原因を作ったお客様にご負担いただくのが妥当でしょう。

そこで、「旅行契約締結後から旅行開始日の21日前まで」の募集型企画旅行契約の解除にかかる取消料は航空券の取消時期の区分に応じた航空券取消手数料の実費とし、20日前以降は航空券取消手数料の額と標準旅行業約款に規定する取消料の上限額とのいずれか大きい額以内の額をツアーの取消料としてお客様に請求させていただく約款(通称「国内募集型IIT約款」)で対応することとしました。

*個別認可申請が可能となる時期等は、別途「JATA速報」にご案内します。

新運賃の活用を

現行のIIT運賃はいわゆる「AIR&ホテル」のものから「スキーツアー」まで広く活用されています。新運賃はより機動的な旅行代金の設定も可能になるようです。新運賃を上手く活用して、やっぱりツアーが良いと消費者から支持を受けられるように育てていきたいものです。(堀江)